

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく院内掲示

■ 九州厚生局長への届出事項に関する事項

- 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

◆基本診療料に関する事項

- 有床診療所入院基本料2
当診療所には、看護職員の数4名以上7名未満配置しています。
- 有床診療所療養病床入院基本料（8割未満）
当診療所には、入院患者4人に対して1人以上の看護職員を配置しています。また入院患者4人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。
- 夜間看護配置加算1
当診療所には、夜間に2名の看護要員（内看護職員1名）を配置しています。
- 夜間緊急体制確保加算
入院患者様の病状の急変に備えて夜間の緊急診療体制を確保しています。
- 有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- 有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- 救急・在宅等支援療養病床初期加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算3
- 看取り加算
- 栄養管理実施加算
- 明細書発行体制等加算
- 時間外対応体制加算1

◆特掲診療料に関する事項

- 別添1の「第9」の1の（3）に規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）初期加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）初期加算
- CT撮影及びMRI撮影

◆食事療養・生活療養に関する事項

- 入院時食事療養（Ⅰ）・生活療養（Ⅰ）

当診療所は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）・適温で提供しています。

■保険外負担に関する事項

保険外負担としておむつ代、理髪代、洗濯代、診断書及び証明書料、保険適用外等についてその使用に応じた実費の負担をお願いしています。保険外負担の詳細その他は保険外負担に関する掲示でご確認ください。



令和8年6月現在
保 険 医 療 機 関
医 療 法 人 牧 山 医 院